

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社からC会社に派遣され、事務職として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、社用車を運転して出勤する途中、コンビニエンスストアに立ち寄り、車外に出た際にバックを盗まれたため、逃亡する犯人を追いかけたところ、犯人の車両に追いついたが、ハンドルにつかまったまま引きずられ、負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、D病院に受診し「脳挫傷」と診断され、同年〇月〇日まで入院加療、その後、平成〇年〇月〇日、E医療センターに受診し「頭部外傷後遺症」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第5級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第5級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人は、本件災害により脳に損傷を生じ、高次脳機能障害に至ったものであり、同障害の程度は障害等級第3級に相当する旨主張している。

(2) この点、確かに、F医師は、平成○年○月○日付け脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書において、4能力のいずれも「困難が著しく大きい（大部分喪失）」と所見しているところ、同医師は、平成○年○月○日付け症状所見書において、「同僚などの理解や静かな環境であれば、軽易な労働は可能であると思われる。」と所見している。また、G医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、「画像診断結果や神経心理検査結果と著明な高次脳機能障害の後遺とはやや乖離があると考えられる。感情失禁が著明で、精神障害が強いと認められる。日常生活では、困難ながら家事労働もおこなえている。」旨所見しており、H医師も、同年○月○日付け意見書において、G医師と同旨の意見を述べている。

(3) 上記いずれの医師も、請求人の障害の状態について極めて軽易な労務は可能との所見であると思料される所、当審査会としても、請求人の日常生活状況等を併せ鑑みると、上記各医師の意見は妥当であり、請求人に残存する障害の程度は、「高次脳機能障害のため、きわめて軽易な労務のほか服することができないもの」と評価することが相当であると判断する。

(4) 以上のことから、当審査会としても、請求人に残存する障害は、障害等級第5級の1の2に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第5級に
 ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はな
 い。

よって主文のとおり裁決する。